

だい かい 第1回

た ぶ ん か き よ う せ い か い ぎ 多文化共生まちづくり会議



ともに、生きる。
江戸川区
EDOGAWA

れいわ ねん がつ にち
令和8年6月30日
えどがわく い すいしんか
江戸川区 ともに生きるまち推進課

ほんく が い こ く じ ん じ ん こ う な ど どう こ う 本区の外国人人口等の動向①

江戸川区在住外国人人口 **54,527人**（総人口：701,652人）※令和8年6月1日時点

在留外国人人数 上位10市区町村（23区）

順位	市区町村	人数
1	江戸川区	54,451人
2	新宿区	52,115人
3	足立区	50,087人
4	板橋区	42,874人
5	江東区	41,777人
6	豊島区	39,260人
7	北区	36,760人
8	大田区	35,542人
9	葛飾区	33,637人
10	世田谷区	31,745人

※東京都総務局資料（R8.5.1）

在留外国人比率 上位10市区町村（23区）

順位	市区町村	外国人比率
1	新宿区	14.61%
2	豊島区	13.18%
3	荒川区	11.59%
4	北区	9.94%
5	台東区	9.85%
6	港区	8.87%
7	中野区	8.00%
8	江戸川区	7.76%
9	江東区	7.68%
10	板橋区	7.30%

※東京都総務局資料（R8.5.1） 2

ほんく が いこくじんじんこうなど どうこう 本区の外国人人口等の動向②

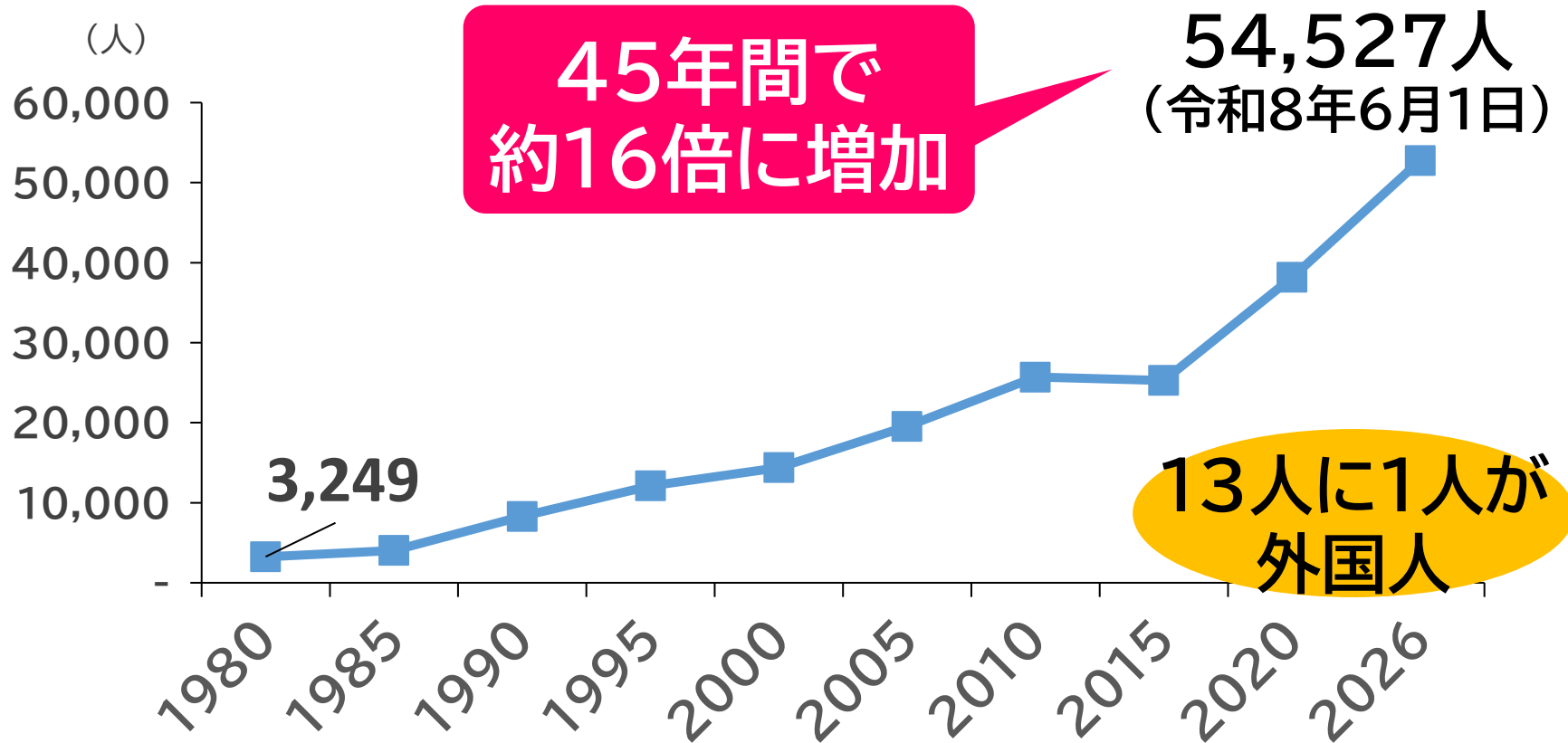
■外国人住民の人口 上位10市区町村

※令和8年4月1日時点

順位	市区町村	人数
1	大阪市（大阪府）	215,248人
2	横浜市（神奈川県）	140,467人
3	名古屋市（愛知県）	111,663人
4	京都市（京都府）	67,471人
5	神戸市（兵庫県）	63,919人
6	川崎市（神奈川県）	63,167人
7	福岡市（福岡県）	57,876人
8	川口市（埼玉県）	55,012人
9	江戸川区（東京都）	52,849人
10	新宿区（東京都）	49,979人

※江戸川区調べ

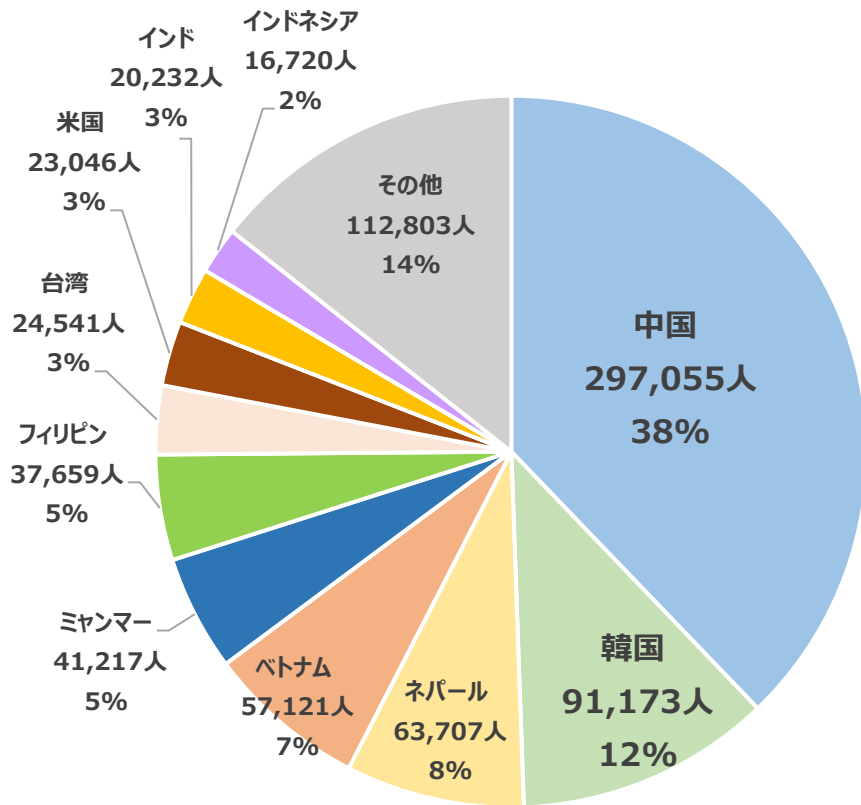
本区の外国人人口等の動向③



東京都総務局資料

ほんく が い こ く じ ん じ ん こ う な ど どう こ う 本区の外国人人口等の動向④

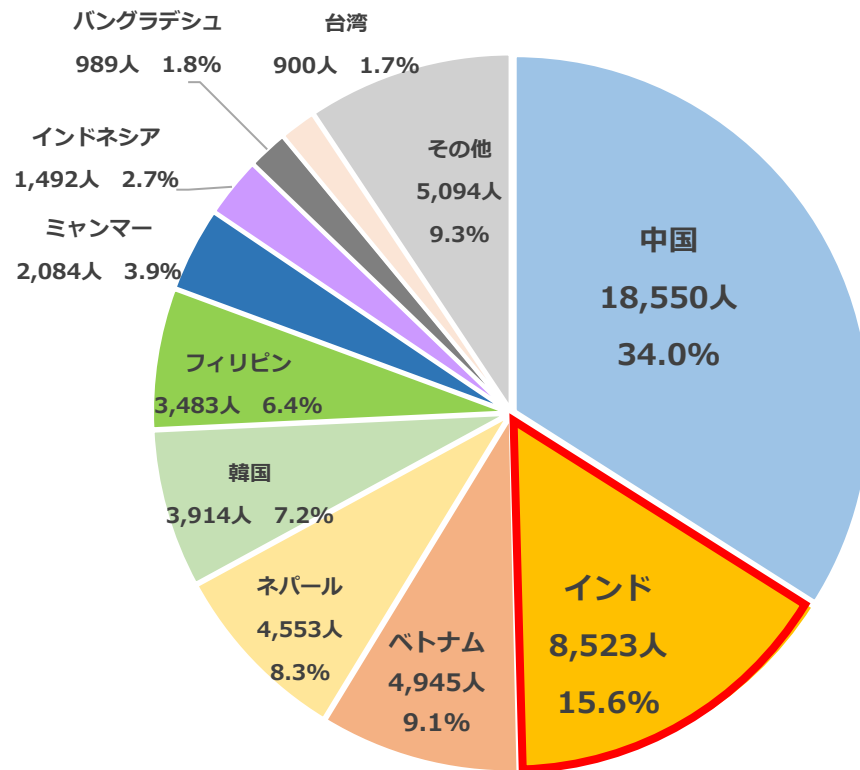
東京都在留外国人 国籍別内訳



785,274人（令和8年4月1日時点）

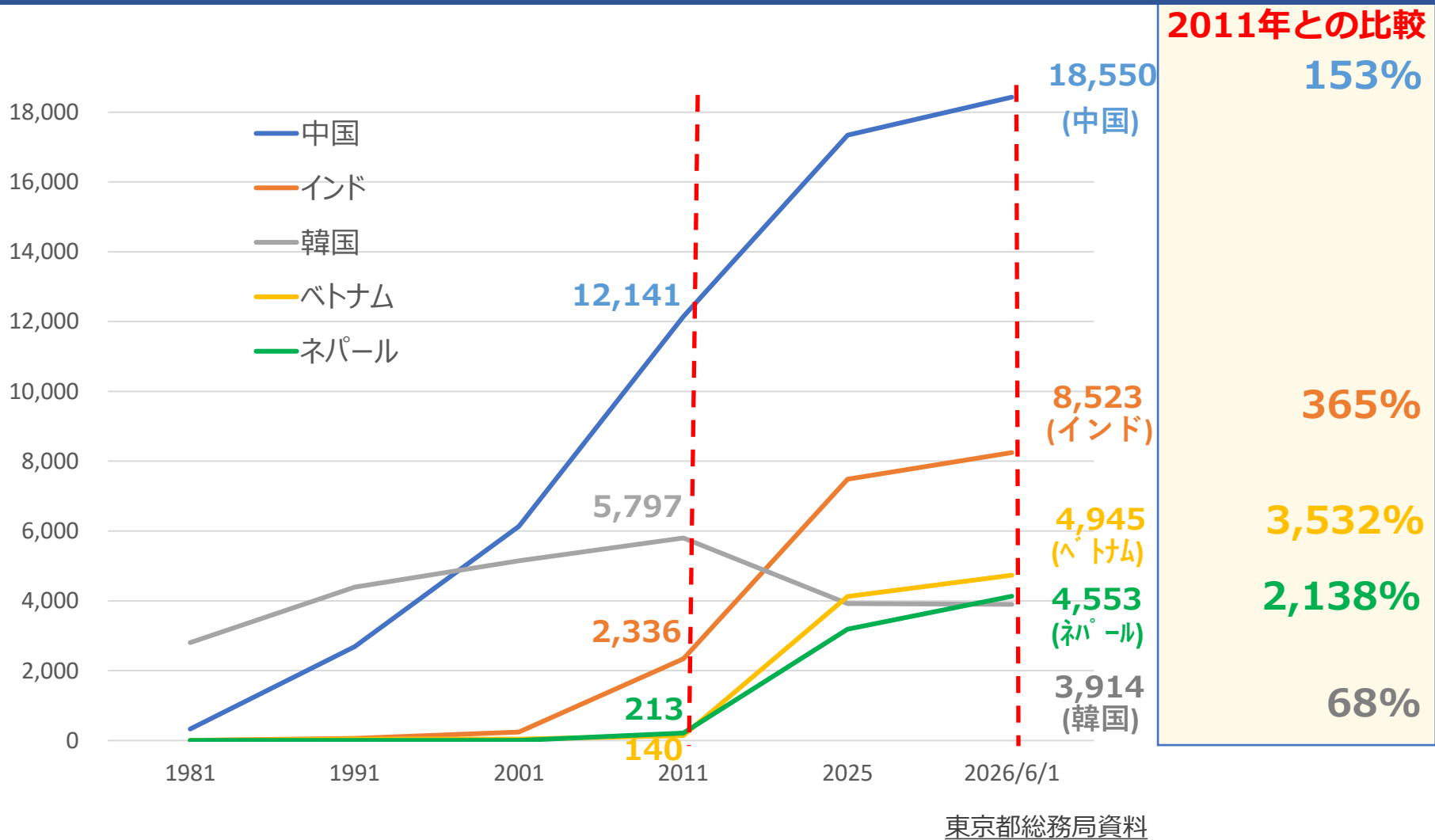
※東京都総務局資料

江戸川区在留外国人 国籍別内訳



54,527人（令和8年6月1日時点）

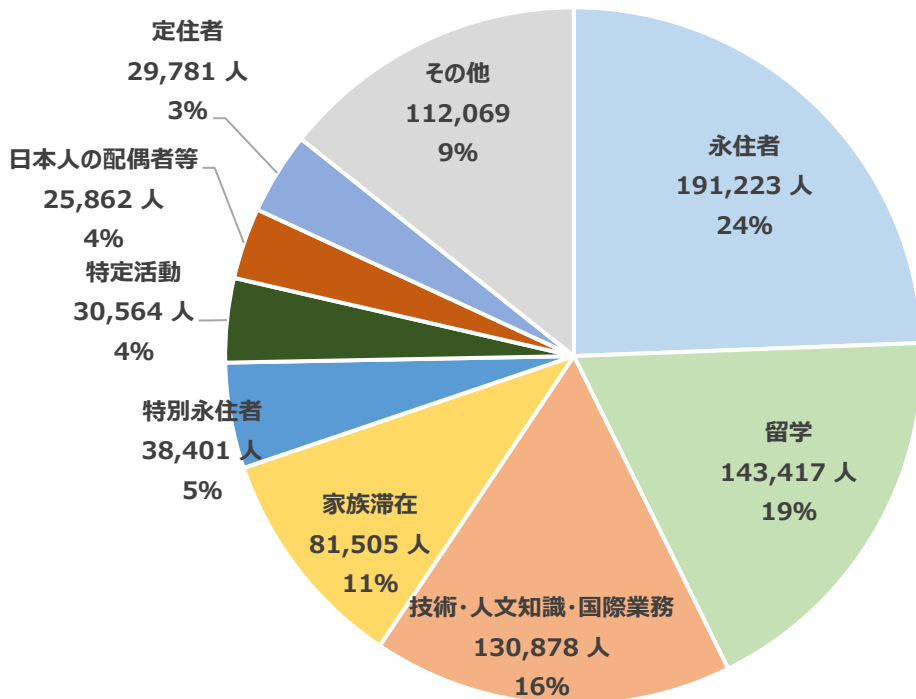
本区の外国人人口等の動向⑤



ベトナム・ネパール・インド・中国の順に増加傾向

ほんく が い こ く じ ん じ ん こ う な ど どう こ う 本区の外国人人口等の動向⑥

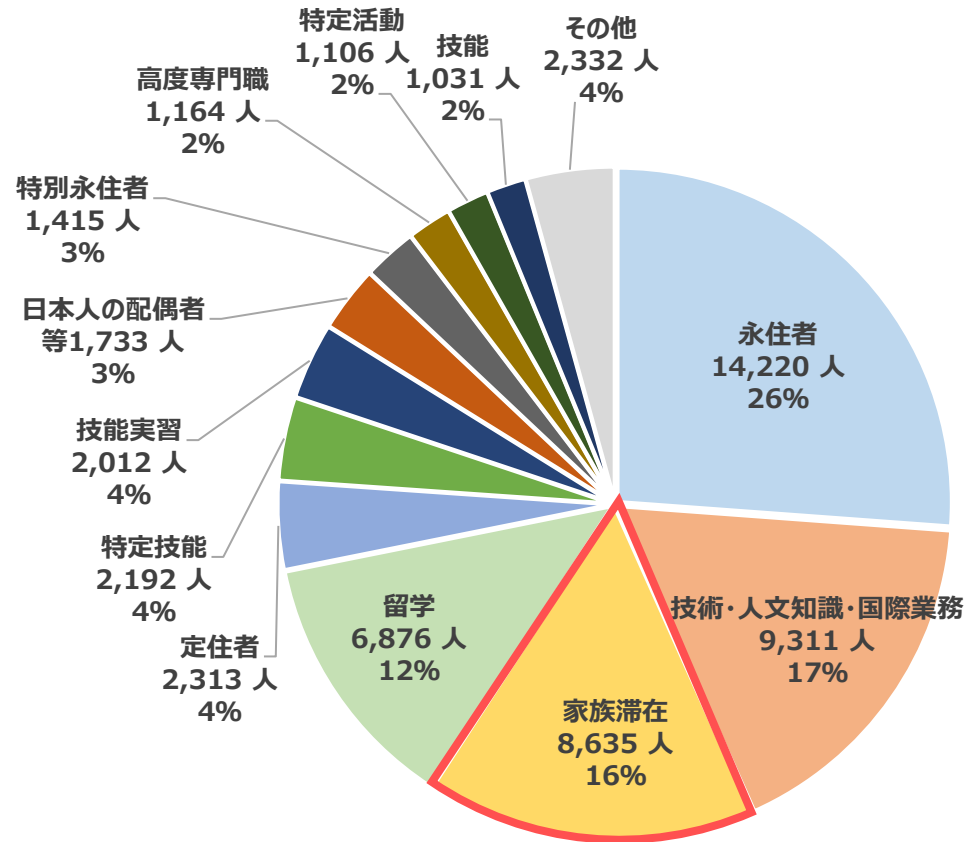
【東京都】



783,701人（令和8年1月1日時点）

※東京都生活文化局資料

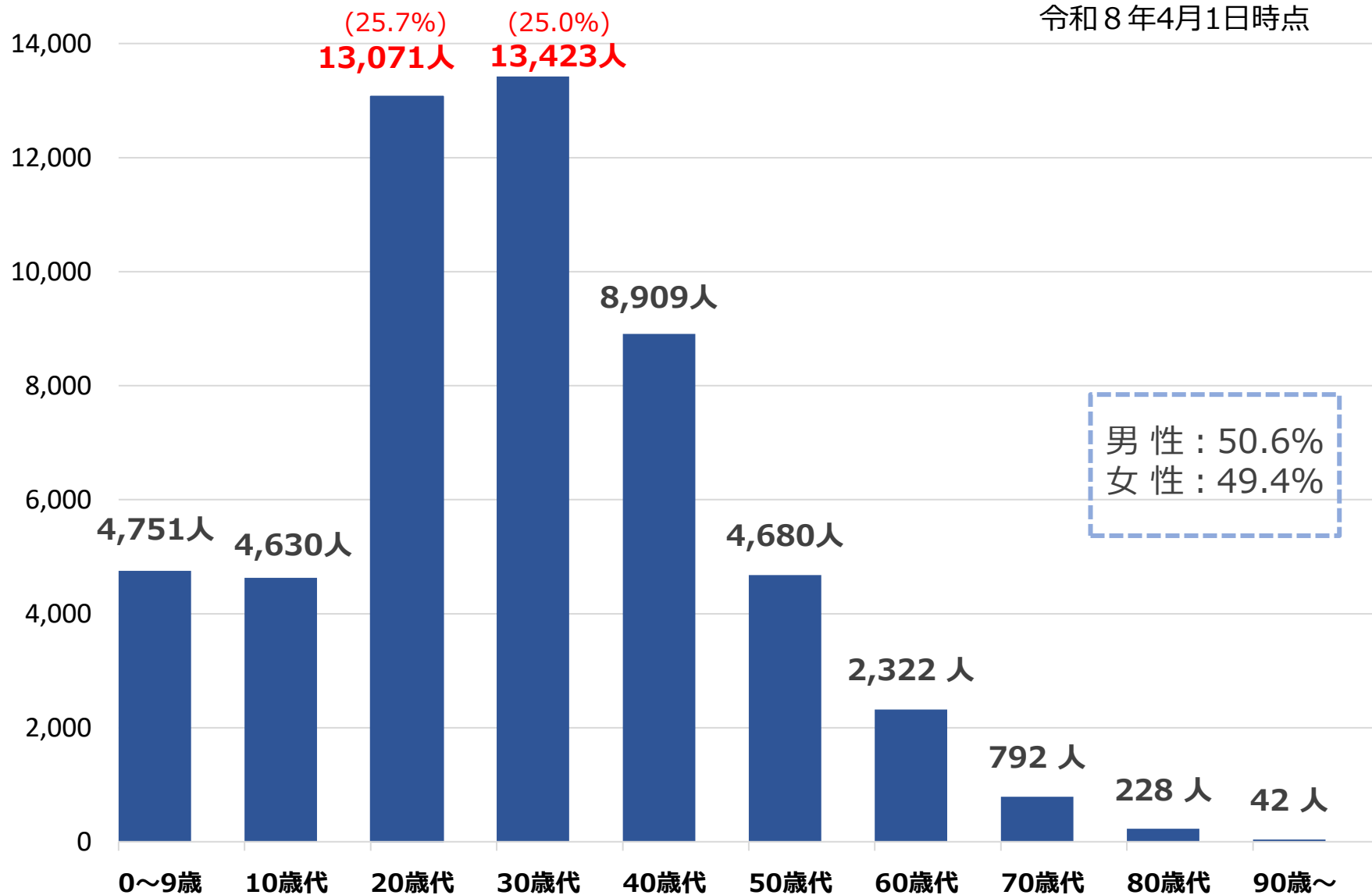
【江戸川区】



54,314人（令和8年4月30日時点）

ほんく が いこくじんじんこうなど どうこう 本区の外国人人口等の動向⑦

令和8年4月1日時点



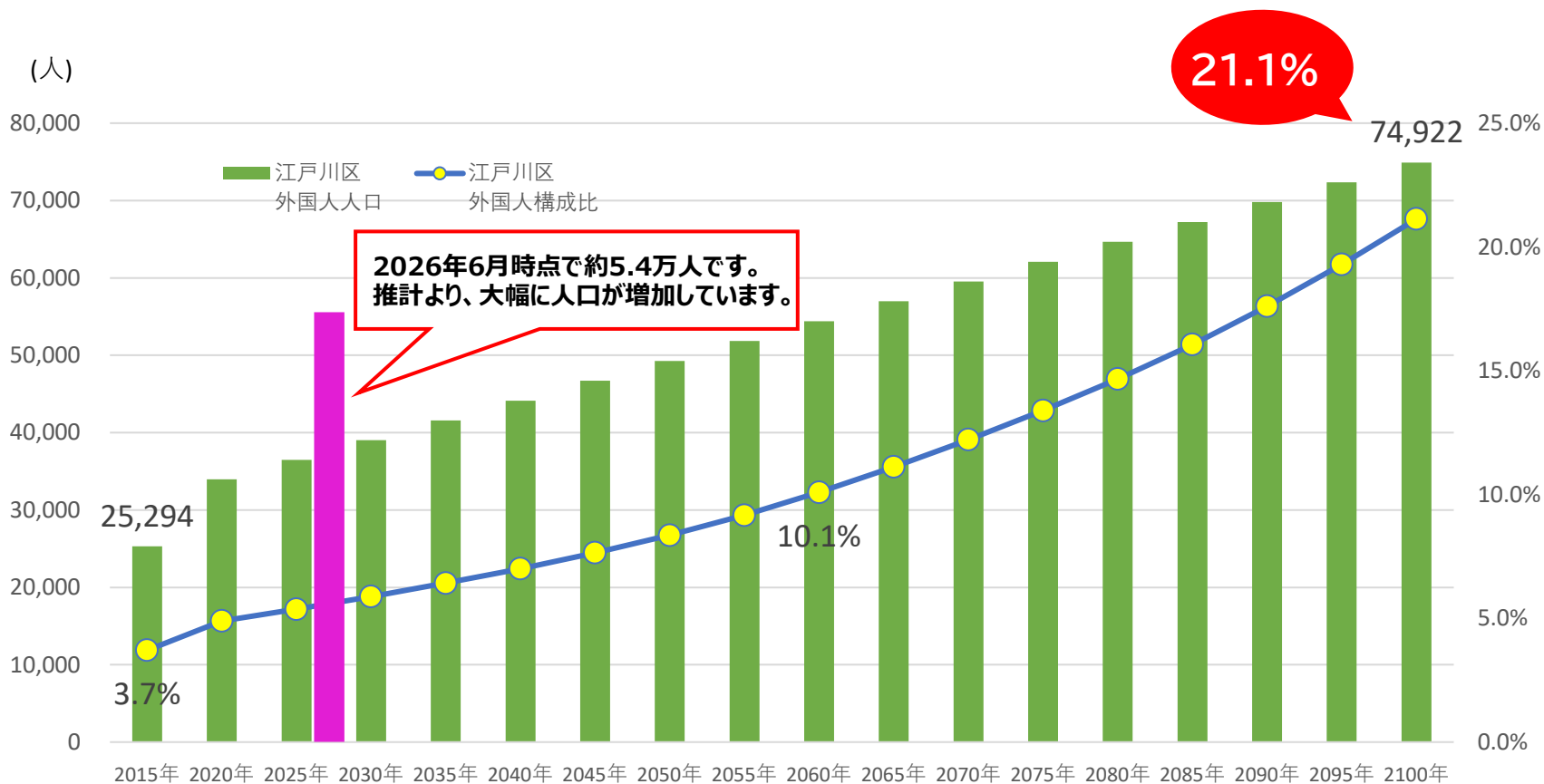
ほんく が いこくじんじんこうなど どうこう 本区の外国人人口等の動向⑧

令和8年4月1日時点

年代	在留外国人数	各年代別総人口に占める外国人の割合	(参考) 日本人人口
10歳未満	4,751	9.7%	44,133
10代	4,630	7.6%	56,049
20代	13,071	13.6%	82,988
30代	13,423	14.5%	79,018
40代	8,909	9.4%	86,338
50代	4,680	4.1%	110,383
60代以上	3,384	1.8%	187,294
全年代合計	52,848	7.6%	646,203

本区の外国人人口等の動向⑨

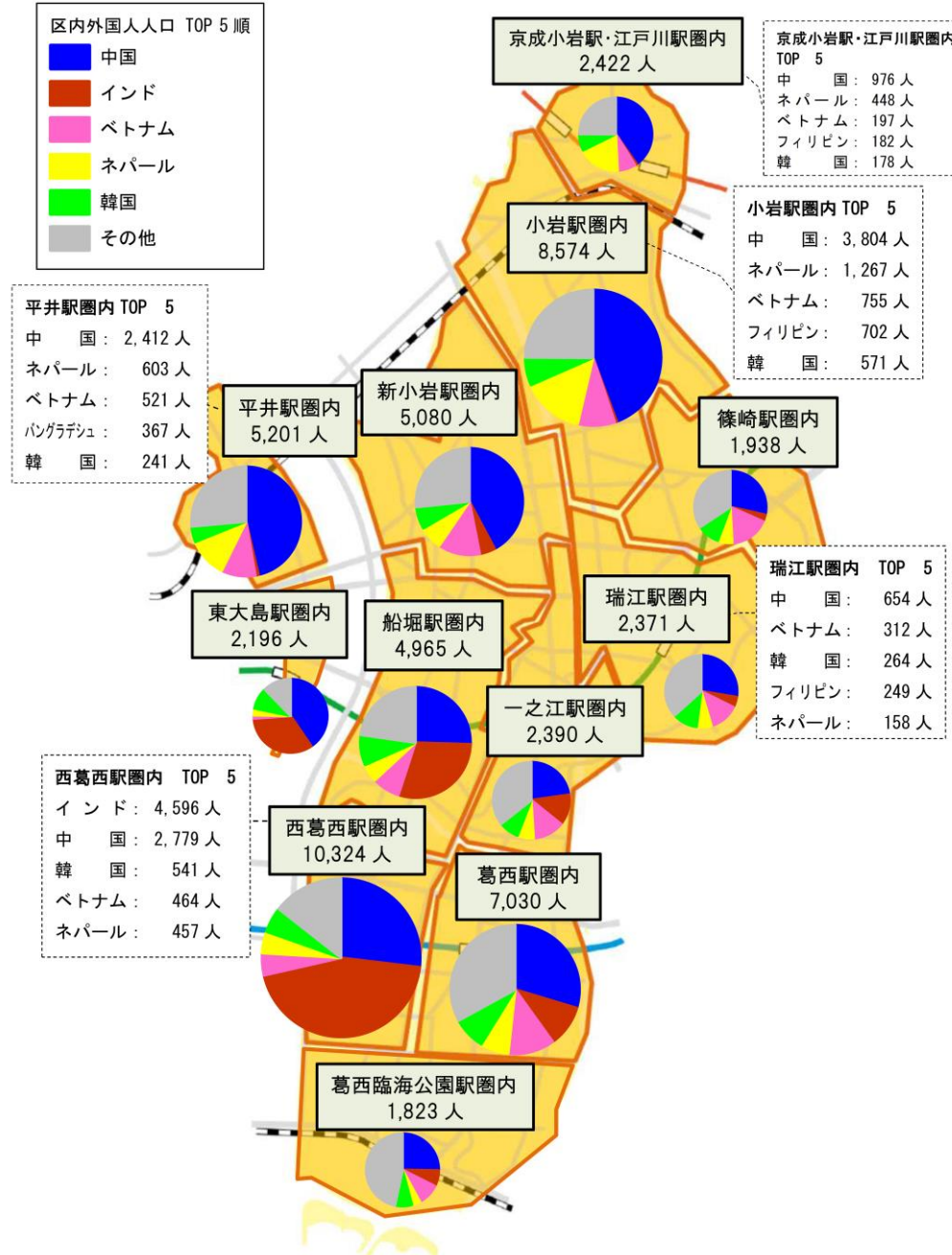
2100年には、区民の5人に1人が外国人に！



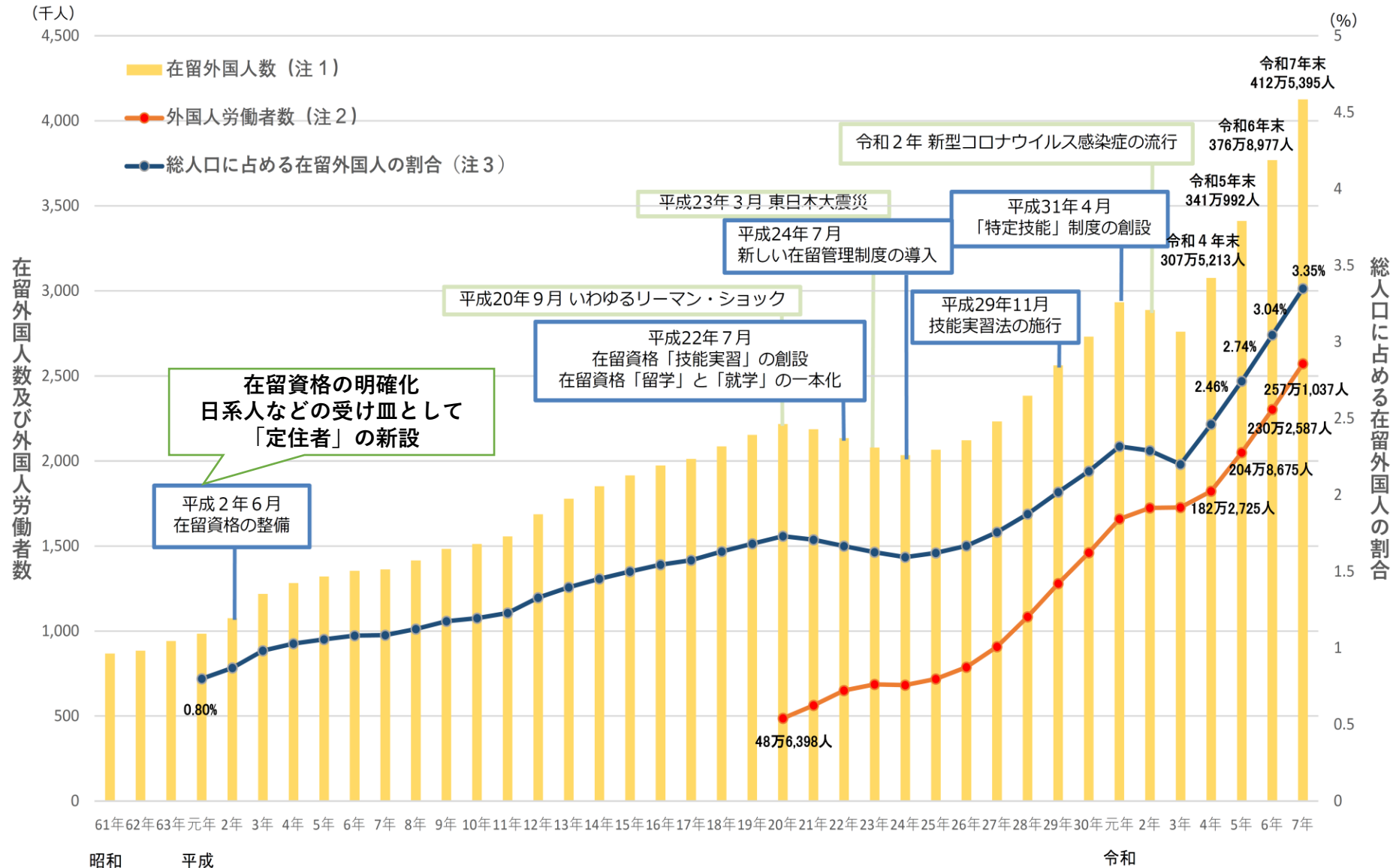
注）2015年の江戸川区外国人人口は住民基本台帳人口の実績値（1月1日時点）

がいこくじんこうぶんぷず 外国人人口分布図

※外国人人口：54,314人（R8.4.30現在）



ざいりゅうがいこくじんすうおよ がいこくじんろうどうしや すいい 在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)

(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

ざいりゅうしかく とくていぎのう ごう ごう そうせつ とくていさんぎようぶんや かくだい
【在留資格】特定技能1号・2号の創設 特定産業分野の拡大

- 深刻化する人手不足への対応として、**人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り**、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

特定技能1号：在留者数：382,314人

※令和7年12月末現在

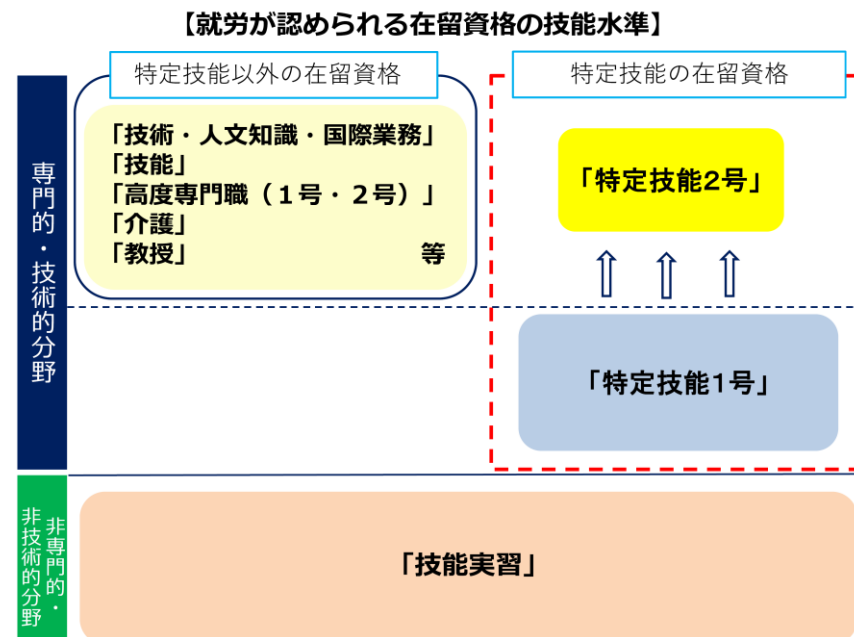


805,700人の受入見込み

※令和11年3月末まで

特定技能2号：在留者数：7,955人

※令和7年12月末現在



特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**リネンサプライ**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**物流倉庫**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業、**資源循環（19分野）**
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。
青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。）

⇒家族とともに定住化・永住化する傾向に

くに しゅつ に ゆう こく か ん り し さ く どう こ う 国の出入国管理施策の動向

人口減少による人手不足に対応するため、**外国人労働者の積極的な受け入れ**を推進しつつ、「**秩序ある共生社会の実現**」を目指す

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日決定）

内閣官房に「**外国人との秩序ある共生社会推進室**」を設置

■ 基本的な考え方

- ・外国人が社会の一員として尊厳を持って生きられ、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す
- ・一部の外国人による法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民の不安や不公平感に対処
- ・日本社会側もルール等を言語化・可視化し外国人が理解できるよう取組む

■ 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- ・出入国在留管理の体制を強化・拡充
- ・日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設の検討

■ 外国人制度の適正化等について

- ・来日前・来日後の日本語教育の充実
- ・日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
- ・税・国保料等のマイナンバーによる情報連携の在留審査等の活用

本区が目指すまちの姿

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず
誰もが安心して自分らしく暮らすことができる



＝ い ともに生きるまち ＝

い め ざ じょうれい ともに生きるまちを目指す条例

令和3年7月1日制定

今日生まれた子どもたちが2100年になって生活しているこのまちを、
夢と希望に満ち溢れたものにしたい（条例の前文より抜粋）

人 と
ともに
生きる

社会と
ともに
生きる

経済と
ともに
生きる

環境と
ともに
生きる

未来と
ともに
生きる

区の最高法規的な位置付け

ともに生きるまちを目指す条例（前文）

ともに生きる。

私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

● 人とともに生きる。

このまちには、0歳から100歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもあります。一人ひとりの「ちがい」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。

● 社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだと、私たちは考えます。

● 経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだと、私たちは考えます。

● 環境とともに生きる。

海抜ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだと、私たちは考えます。

● 未来とともに生きる。

世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが2100年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、2021年、この条例を制定します。

「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例の制定

区の責務や
基本的な施策
の方向性を示す

ともに生きるまちを目指す条例

個別条例

子ども

子どもの権利条例（令和3年6月公布）

男女平等・
LGBTQ

性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年3月公布）

高齢者

歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例（令和5年11月公布）

障害者

障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月公布）

ひきこもり

ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例（令和5年11月公布）

経済

活力ある区内産業を推進する条例（令和5年11月公布）

多文化
（外国人）

多文化共生のまち推進条例（令和5年12月公布）

生活困窮者

生活に困窮しても安心して暮らせるまち条例（令和7年12月公布）

「多文化共生のまち推進条例」の前文

えどがわく にほん せかい
江戸川区には、日本だけでなく世界のいろいろな

くに ちいき う そだ ひと いっしょ く
国や地域で生まれ育った人たちが一緒に暮らしています。

う そだ く に ちいき ぶんか かんが かた せいかつ
生まれ育った国や地域がちがうと文化や考え方、生活のしかたもちがいます。

ひと あんしん く
すべての人が安心して暮らすには、

ひとり みと あ じぶん い たいせつ
一人ひとりのちがいを認め合い、自分らしく生きていけることが大切です。

たようせい ぶんか そだ ひと
多様性のあるまちは、さまざまな文化のなかで育った人たちが、

ささ あ く あたら ぶんか う
ともに支え合いながら暮らしていくことで新しい文化が生まれ、

かつりよく はってん
活力あるまちとして発展しつづけます。

ぶんか たいせつ ひと ちいき いちいん い
それぞれの文化を大切にしながら、すべての人が地域の一員として、ともに生きる。

たぶんかきようせい めざ せんげん じょうれい さだ
そんな多文化共生のまちを目指していくことを宣言し、この条例を定めます。



ほんく たぶんかきようせい かんが かた 本区の多文化共生の考え方

「共生社会」の定義

全ての人々が年齢、性別、性的志向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの**多様性を認め合い**、支え合い、誰もが安心して暮らせる社会をいう。

※ともに生きるまちを目指す条例 第2条定義より

「多文化共生のまち」の定義

国籍、民族等の異なる全ての人々が、**互いの文化的違いを理解し、認め合い**、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、ともに生きていくまちをいう。

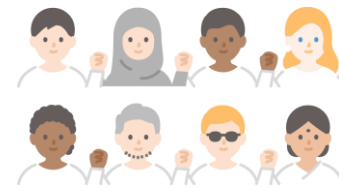
※多文化共生のまち推進条例 第2条定義より

区が目指す多文化共生のまちとは・・・

外国人が区民のひとりとして**日本人と同等の行政サービス**を享受し、**地域の一員として活躍**しているまち

そのためには・・・

文化的背景による違いや**言葉の壁**など
さまざまな**障壁の解消に向けた環境整備**に取り組む



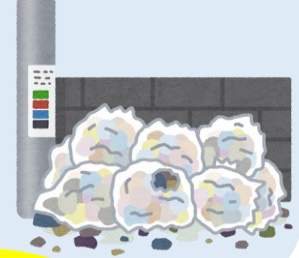
多文化共生まちづくり会議の目的

ちいき にな て きたい
地域の担い手として期待



いっぽう
一方で...

ぶんかてきは いけい ちが ことば かべ
文化的背景の違い・言葉の壁



多文化共生
まちづくり会議

たぶんかきようせい
多文化共生のまちづくりに係る課題

たぶんかきようせい しさく かか ほうこせい
多文化共生施策に係る方向性

かん いけん ちょうしゅ ば
に関する意見聴取の場

かいぎ いけん くぎかい おお くみん こえ さんこう
会議での意見のほか、区議会や多くの区民の声を参考に

えどがわく しさく はんえい
江戸川区の施策に反映していきます

